

ミャンマー国

ミャンマー国  
繊維産業への川中工程  
(高圧染色・仕上加工・難燃加工)  
技術・設備導入による事業調査  
(中小企業連携促進)

業務完了報告書

平成27年12月  
(2015年)

独立行政法人 国際協力機構(JICA)

ツヤトモ株式会社

株式会社フォーバル

国内
JR(先)
15-116

ミャンマー国

ミャンマー国  
繊維産業への川中工程  
(高圧染色・仕上加工・難燃加工)  
技術・設備導入による事業調査  
(中小企業連携促進)

業務完了報告書

平成27年12月  
(2015年)

独立行政法人 国際協力機構(JICA)

ツヤトモ株式会社

株式会社フォーバル

写真



写真 1.工業大臣との面会



写真 2.国営工場の製品



写真 3.マンダレー工業研修センター訪問



写真 4.マンダレーでの伝統的な糸染風景



写真 5.ミャンマー縫製業協会会長面談



写真 6.日系アパレル縫製会社訪問

## 目次

<b>1. 事業の概要</b> .....	1
1). 背景と目的.....	1
2). 経営戦略における海外進出の位置づけ・動機.....	1
3). 事業対象地域・分野が抱える開発課題.....	2
<b>2. 進出先の国・地域・都市</b> .....	3
1). 事業展開エリア .....	3
2). 当該地域選定の理由 .....	3
<b>3. 投資環境・事業環境</b> .....	4
1). 外国投資全般に関する各種政策及び法制度 .....	4
2). 提案事業に関する各種政策及び法制度 .....	5
3). 既存のインフラ（電気、ガス、道路、水道、電力等）や関連設備等の整備状況....	12
4). 社会・文化的側面（対象事業の文化的受容性や社会的影響等） .....	12
<b>4. 本事業を通じ期待される開発効果</b> .....	13
1). 本事業により裨益する対象者層の概要 .....	13
2). 本事業を通じ期待される開発効果.....	14
<b>5. 現地 ODA 事業との連携可能性</b> .....	14
1). 連携事業の必要性 .....	14
2). 連携事業の内容と期待される効果.....	15

## 図表リスト

図 1	外国企業が『ミ国』へ投資する場合のパターン.....	4
図 2	『ツヤトモ社』染色事業の場合の物の移動.....	6
図 3	『ツヤトモ社』染色事業を行う場合の具体的な投資手続き.....	9
図 4	(仮称)日本ミャンマー 繊維産業人材開発センタープロジェクト概要.....	15
図 5	研修内容.....	16

## 略語表

略語	正式名称（英語表記）	正式名称（日本語表記）
『ミ』国	Republic of Union of Myanmar	ミャンマー連邦共和国
『ツヤトモ社』	TSUYATOMO Co., Ltd.	ツヤトモ株式会社
ASEAN	Association of South - East Asian Nations	東南アジア諸国連合
MIC	Myanmar Investment Commission, Republic of Union of Myanmar	ミャンマー連邦共和国投資委員会
DICA	Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of National Planning and Economic Development, Republic of Union of Myanmar	ミャンマー連邦共和国国家計画・経済開発省投資企業管理局
大統領府	The Cabinet of Burma is the executive body of the Republic of the Union of Myanmar	ミャンマー連邦共和国大統領府
商業省	Ministry of Commerce, Republic of Union of Myanmar	ミャンマー連邦共和国商業省
環境保全・林業省	Ministry of Environmental Conservation and Forestry, Republic of Union of Myanmar	ミャンマー連邦共和国環境保全・林業省
NLD	National League for Democracy	国民民主連盟
USDP	Union Solidarity and Development Party	連邦連帯発展党
ティラワ SEZ		
新外国投資法	The Foreign Investment Law of Republic of Union of Myanmar (2 <sup>nd</sup> November, 2012)	ミャンマー連邦共和国外国投資法 (2012年11月2日制定)
CMP	Cutting・Making・Packing	委託加工
FOB	Free On Board	本船甲板渡し条件
EIA	Environmental impact assessment	環境アセスメント
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助

## 1.事業の概要

### 1). 背景と目的

2012年6月19日に『ミ』国のテイン・セイン大統領は経済分野の施政方針演説で、2011年から2015年までの5年間の政府の目標値の一つに「一人当たりのGDPを1.7倍とする。」と発表した。その目標を達成するにあたって、『ミ』国政府内では雇用機会創出と産業の高付加価値化が課題と考えられている。

安倍日本国総理大臣の『ミ』訪問中に日本ミャンマー合同経済会合が2013年11月19日に開催され、その会合の委員会共同声明の中で、安倍総理大臣およびテイン・セイン大統領からの力強いメッセージを受け、レ・レ・テイン国家計画・経済開発副大臣、リン・アウン財務副大臣等の『ミ』政府側から日本政財界に対し「『ミ』の人々の雇用機会創出と生活水準向上のために『ミ』国の中小企業に対し技術及び財政支援の要望」があった。

ミャンマー中央統計局によれば、日緬貿易において、2013年度の『ミ』国から日本への輸出額は756.91百万ドルで、その内457.99百万ドル(75.4%)が衣類や履物などの繊維製造産業が占めており、同産業が『ミ』国において非常に重要な産業であることは明白である。しかし、長期にわたる経済制裁の中で、特に投資額が大きな川中工程(高圧染色・仕上加工・難燃加工)は設備投資が著しく停滞し衰退した。そのため現在の『ミ』国繊維産業は主に低付加価値な川下工程(縫製)のみが行われている。また、縫製企業は縫製生地を『ミ』国外から調達する必要があるため、その調達リードタイムが障害となり、需要に柔軟な対応が求められる製品の生産ができずに、雇用機会の損失が発生している。

本調査は、ツヤトモ株式会社(以下、『ツヤトモ社』)が、ミャンマー連邦共和国(以下、『ミ』国)において、川中工程(高圧染色・仕上加工・難燃加工)の設備および技術を導入し事業を行うことにより、『ミ』国の繊維産業の高付加価値化に貢献し新たな雇用機会を生み出し、『ミ』国全体および『ミ』国繊維産業の課題解決に資することを目的として実施した事業可能性調査である。

### 2). 経営戦略における海外進出の位置づけ・動機

『ツヤトモ社』は大正14年創業以来、約90年余りにわたって繊維関連産業に携わってきた。1960年～1970年代の我が国の高度成長を支えてきた繊維関連産業の中で、『ツヤトモ社』も服飾やインテリア商品向けの染色事業を主要事業として業容を拡大していった。しかし、それ以降は中国へ生産移転が進み我が国繊維関連産業は衰退の一途をたどったが、『ツヤトモ社』は、業界でいち早く自動車カーシートファブリックの製造に転換し、現在では主要自動車メーカーの多くの車種に、当社が難燃加工を施したカーシート地が採用され、その高い技術力と品質により顧客から高

い支持を得ている。

しかし、主要自動車メーカーは生産戦略を「商品の開発は国内・生産は海外」とし、その流れが加速しており、日本国内での自動車カーシート生産は頭打ちになっている。そのような中、『ツヤトモ社』では2012年初旬に『ミ国』を初訪問したところ、『ミ』国は繊維関連産業が黎明期であり、これから市場が伸びる可能性が極めて高いと考えた。更に、『ミ国』の繊維関連産業では、縫製業がそのほとんどを占め、川中工程業を行っているのは数社の現地中小零細企業のみで外国企業が全く存在しておらず、輸出製品に求められる品質を提供できる川中工程業が皆無であると認識し、先駆者利益を獲得できる可能性が極めて高いと考え、同国への進出を決意した。

### 3). 事業対象地域・分野が抱える開発課題

『ミ』国政府は「National Export Strategy of Myanmar 2015-2019」において、繊維産業を今後の輸出政策の中で優先する7つのセクターのうち、「4. Textiles and garments」として挙げている。

2015年7月29日に国連大学本部で開かれた「ミャンマー連邦共和国 投資委員会・エネルギー省・投資企業管理局との意見交換会（主催：日本メコン地域経済委員会）」において、ウ・ゼヤー・アウン氏（ミャンマー投資委員会委員長兼エネルギー大臣）およびウ・アウン・ナイン・ウ氏（国家計画・経済開発省投資企業管理局局長）から、『ミ国』の主な課題は「雇用拡大と産業の高付加価値化、そしてそれを実現するための産業人材の育成である」との発言があった。

また、2015年7月3日に経済産業省が発表した「ミャンマー産業発展ビジョン」を作成するにあたり、『ミ国』のカウンターパートであった、ウ・トゥウイン・ミン・アウン氏（工業省 Permanent Secretary）からは、当調査期間の面談時に「特に繊維産業の高付加価値化に向けた一貫生産・産業集積・産業人材の育成が課題」であるとの発言があった。

本調査の中で、ウ・キン・マウンティン氏(Managing Director, No.3 Industry, Ministry of Industry)を始めとするNo.3 Industryの各職員から、仮にこのまま「繊維産業の高付加価値化に向けた一貫生産・産業集積・産業人材の育成」が進まない状況が続いた場合、『ミ』国以外のASEAN諸国およびアフリカ諸国へ外国投資が流れ、『ミ』国経済の発展が進まない状況が起きる事が懸念され事についての発言もあった。実際に、例えばミャンマー中央統計局によれば2012年度の『ミ』国輸出総額(8,977百万ドル)のうち、縫製品の輸出総額は上位3番目の7.7%(695百万ドル)を占めており、更に日緬貿易においては、2013年度の『ミ国』から我が国への輸出額(756.91百万ドル)の内、75.4%(457.99百万ドル)が衣類や履物などの繊維産業が占めており、同産業が『ミ国』において重要な産業であることを表している。しかしながら長期にわたる経済制裁の中で繊維産業は停滞し、特に投資額が大



きな川中工程（染色産業）は設備投資が停滞し著しい衰退となった。そのため現在の『ミ国』繊維産業の主力は、人件費の安さを強みとした低付加価値な川下工程（縫製産業）となっている。しかしそれも、2015年6月30日に施行された最低賃金法で、最低日額賃金3,600チャットと発表されたことにより、強みである人件費の安さが薄れている状況にある。

こういった状況の中で、『ツヤトモ社』が川中工程（染色事業）の設備および技術を導入することにより、『ミ』国繊維産業の高付加価値化を図り、低い人件費を強みとした産業からの脱却を実現することに貢献する。

## 2.進出先の国・地域・都市

### 1). 事業展開エリア

国名：ミャンマー連邦共和国

地域：Pyay District, Bago Division, Myanmar.

### 2). 当該地域選定の理由

業務計画書の段階では、それまで『ツヤトモ社』が、工業省からB工場を長期リース契約しているC社と交渉を行っていたことから、その工場の一部をC社から長期サブリースをうけて事業を展開する計画であった。当初、パートナーとして信頼できる企業であるとして、交渉相手にC社を選んだ理由は以下であった。

- ・給排水設備・汚水処理設備を有する元国営のB工場を有している事
- ・それまでの現地調査時にヤンゴン管区電力工業大臣から推薦された企業であり、信頼に足る企業であると認識した事

そのような中で、ウ・アウン・ミン氏（工業大臣）から「A国営工場」活用の提案を受け、当工場の調査も開始した。

### 3.投資環境・事業環境

#### 1). 外国投資全般に関する各種政策及び法制度

『ミ国』は外国投資を促進するため、2013年1月に新外国投資法細則を施行し、2014年8月には一部細則を改正し更なる規制緩和を行った。現在、外国企業が『ミ国』へ投資する形は「図1」のとおり5パターンある。

【図1 外国企業が『ミ国』へ投資する場合のパターン】

	進出形態	準拠法律など	資本構成など
パターン1	現地法人	改正経済特区法 (2014年1月23日制定) (細則は現在協議中)	100%外国資本 現地企業との合併
パターン2		外国投資法 (2014年8月一部細則改正)	100%外国資本 現地企業との合併
パターン3		会社法	100%外国資本 現地企業との合併
パターン4		支店・駐在員事務所	(外国資本)
パターン5		パートナーシップ	企業同士の個別契約

(出所：DICA Japan Desk への確認を元に JICA 調査団作成)

それぞれのパターンの該当する事業概要は以下である。『ツヤトモ社』染色事業は、ティラワ SEZ 外 (A 国営工場) で且つサービス業以外 (製造業) で投資を行うため「パターン2」が該当する。

投資パターン	概要
パターン1	ティラワ SEZ に投資する場合に限って適用
パターン2	ティラワ SEZ 外で且つ主にサービス業以外の大型投資の場合に適用 (最低投資額は撤廃されたため、大型投資にあてはまるかは、事前に投資する事業に関わる『ミ』国政府の関連省庁に事前相談が必

	要)
パターン 3	サービス業での投資の場合に適用
パターン 4	支店・駐在員事務所をして投資する場合に適用
パターン 5	パートナーシップ契約での投資の場合に適用

なお、『ミ国』政府は更なる投資促進を行うため、パターン2とパターン3の投資手続きの統合作業に着手し、投資手続きの簡素化に向けて取り組んでいる。

## 2). 提案事業に関する各種政策及び法制度

『ミ国』での事業展開にあたって、『ツヤトモ社』染色事業に対する各種政策及び法制度を調査し、必要な投資手続きを把握した。調査対象と調査内容は以下となる。

### (1). 国家計画・経済開発省投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of National Planning and Economic Development、以下「DICA」)

#### ①. 国営工業を長期リース契約し、当社染色事業を行う場合の投資手続き

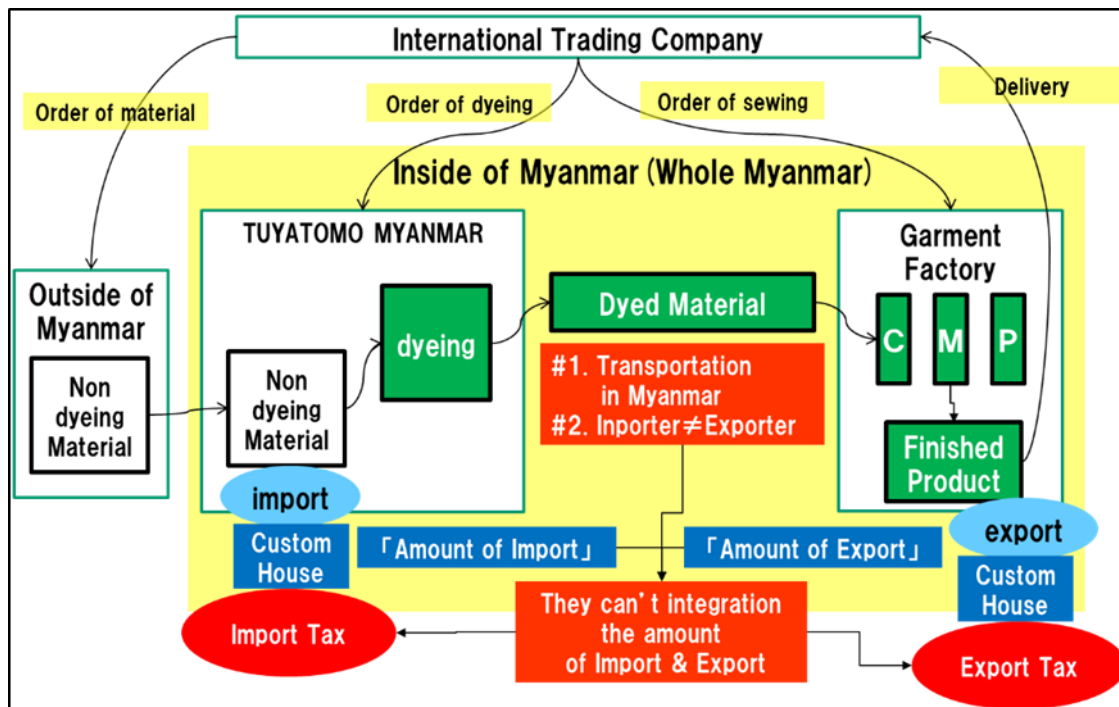
長期リース契約内容の交渉を工業省と行った後、内容について大臣から許可を得て、工業省が「(1)Attorney General Office」「(2)Economic Committee」「大統領府」へ申請を行う、これらはその他省庁も含めた過去の長期リース契約を参考に、特に土地のリース価格を含めて契約内容が妥当であるかを検査し承認を行う。その承認後に最終的に工業省大臣がサインを行う。(「図3-2および3」を参照)

#### ②. CMP ライセンスの適用制度(原材料輸入および完成品輸出の際に税制優遇を受けられるライセンス)

『ミ国』内では委託生産加工に対し、CMP (Cutting・Making・Packing) 制度を適用し、原材料の輸入税および完成品の輸出税を無税とする優遇制度を設けている。しかし、『ツヤトモ社』染色事業では以下「図3」のとおり、繊維商社の無地生地を当社が受取って染色した後、染色済生地を縫製工場へ移動し、縫製工場が縫製を施し完成品を輸出させる形では、生産工程の中で『ミ』国内で移動が発生し、原材料である無地生地の輸入者(『ツヤトモ社』)と完成品の輸出者(縫製工場)が異なるため、現行のCMP制度の適用は難しい状況である。

なお『ミ』国では委託加工形態ビジネス(原材料を輸入し、ミャンマーで加工し、完成品を原則すべて輸出、加工者はその委託加工賃を得る)をCMP (Cutting, Making and Packing : CMP) と呼び、CMP ライセンスは企業設立後に後から追加することはできないため、投資申請をする際に承認を得る必要がある。

【図2 『ツヤトモ社』染色事業の場合の物の移動】



(出所：JICA 調査団作成)

前述の 2015 年 7 月 29 日に国連大学本部で開かれた「ミャンマー連邦共和国 投資委員会・エネルギー省・投資企業管理局との意見交換会（主催：日本メコン地域経済委員会）」において、ウ・ゼヤー・アウン氏（ミャンマー投資委員会委員長兼エネルギー大臣）およびウ・アウン・ナイン・ウ氏（国家計画・経済開発省投資企業管理局局長）に対し、当社染色事業は『ミ国』繊維産業を高付加価値化するものであり、『ミ国』全体で考えれば原材料を輸出し完成品を輸出する CMP と同様であるため、当社染色事業にも CMP 制度を適用するよう要請した。しかし、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission: MIC）全体で議論する必要があるとし、また仮に MIC で認められたとしても、税関の対応が未熟であるため、適切に処理されるかは不透明であるとコメントされた。

③. 投資手続き申請に必要な各項目

複数の申請手続きにあたり、各手続きに必要な項目で特に細かい情報が必要となるのは「図3」の（※印）に記す「（※1）：1. (1)事前説明資料の作成」「（※2）：2. (1)契約案の作成」「（※3）：機械設備」「（※4）：MIC 申請書作成」となる。

## (2). 商業省 (Ministry of Commerce)

### ④. 染色原料・難燃加工原料（リン系難燃材料等）の輸入許可制度および輸入関税の免税もしくは減免

2012年11月2日に発布された The Foreign Investment Law（外国投資法）の第12章第27条8項において事業開始に必要な資機材、道具、部品等で輸入される物は MIC によって免税または減税されると規定されている。当事業で使用する染色原料・難燃加工原料（リン系難燃材料等）の輸入許可および免税または現在の許可については、MIC が審査の過程で商業省に対しこれらを輸入する事に問題がないかを照会する。商業省はその照会を元に、輸入禁止品目（2013年2月4日付商業省大臣官房通達第8号/2013、例：リキュール類、ビール、タバコ等）等をふまえ MIC へ回答を行う。MIC は商業省からの回答を参考に輸入許可および輸入関税の免税もしくは減免を決定する。『ツヤトモ社』は MIC 許可を得た後に商業省に対し、輸出入事業者登録（図 4.7. (1)）を行うが、その際に MIC 許可証を商業省へ提出する。MIC 許可証がある場合、商業省は独自で判断する事はなく MIC で許可された内容を事務的に処理するだけの役割となっている。但し、MIC で認められた期間内に認められた量を輸入しない場合は、輸入していない量のみ免税または減免の期間を半年間延長する事ができる。しかし延長された半年間の期間でも認められた輸入量に満たない場合は、それ以後は通常の5%の関税が発生する。

なお、当事業で使用する「染色原料・難燃加工原料（リン系難燃材料等）」は免税に該当することを、ウ・ゼヤー・アウン氏（ミャンマー投資委員会委員長兼エネルギー大臣）およびウ・アウン・ナイン・ウ氏（国家計画・経済開発省投資企業管理局局長）と商業省に当調査にて確認している。

### ⑤. 中古機械の輸入許可制度

2012年11月2日に発布された The Foreign Investment Law（外国投資法）の第12章第27条8項において事業開始に必要な資機材、道具、部品等で輸入される物は MIC によって免税または減税されると規定されている。当事業で使用する中古機械の輸入許可および免税または現在の許可については、MIC が審査の過程で商業省に対しこれらを輸入する事に問題がないかを照会する。商業省はその照会を元に、以下の観点から MIC へ回答をする。

- (1) 輸入される機械・設備が整備済であること
- (2) 輸入時点から10年間は使用可能であること
- (3) 輸入時点から10年間はスペアパーツが供給可能であること
- (4) 輸入後に技術者を『ミ』国へ派遣し設置稼働させること

(5) 輸入後 2 週間のうちに「(4)」を終え技術者が稼働確認すること  
MIC は商業省からの回答を参考に輸入許可および輸入関税の免税もしくは減免を決定する。『ツヤトモ社』は MIC 許可を得た後に商業省に対し、輸出入事業者登録 (図 4.7. (1)) を行うが、その際に MIC 許可証を商業省へ提出する。MIC 許可証がある場合、商業省は独自で判断する事はなく MIC で許可された内容を事務的に処理するだけの役割となっている。但し、MIC で認められた期間内に認められた機械設備を輸入できない場合は、輸入していない機械設備のみ免税または減免の期間を延長する事ができる。

### (3). 環境保全・林業省 (Ministry of Environmental Conservation and Forestry)

#### ⑥. 新外国投資法における EIA 許認可制度

投資手続きにおける EIA 許認可の手順は後述の「図 3 5. (5)~(8)」となり、繊維産業での申請の場合には、Economic Committee から自動的に「(6) Environmental Impact Assessment (EIA)」へ回覧となり、染色事業での申請の場合には EIC から更に自動的に「Initial Environmental Examination (IEE)」へ回覧される。

現行の EIA 制度はあるが、統一された運用はなされていないため、投資家が個別に EIA と事前協議を行う方が手続きはスムーズに進む事が多い。

また、現在新たな EIA 制度や運用手順を作成中であり、すでに draft は閣議へ提出済となっているが、正式な EIA 制度がいつ発行されるかの目途はたっていない。

#### ⑦. A 国営工場を活用した場合の追加処置有無

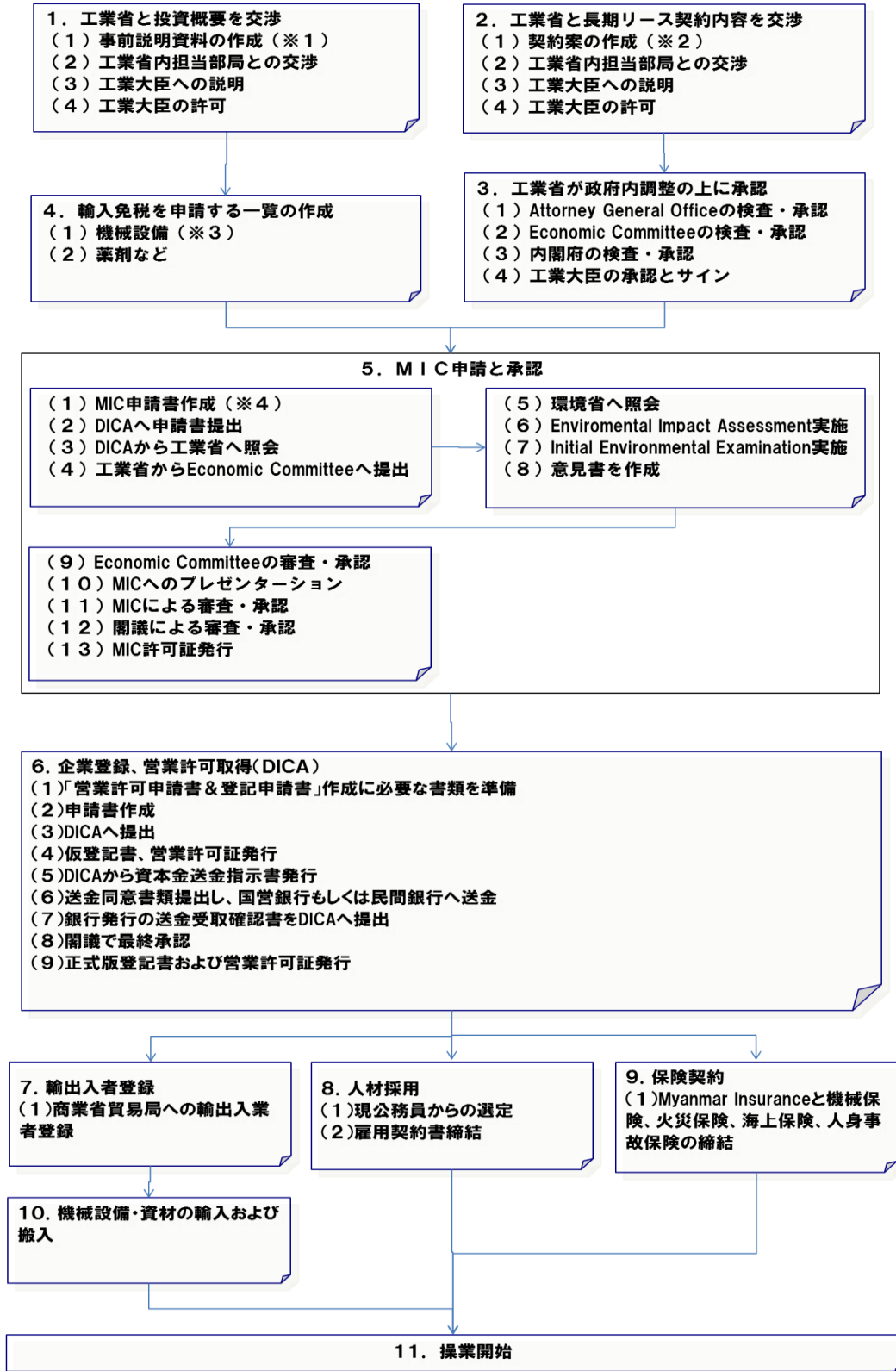
A 国営工場は国営工場であり、現行の EIA 制度に沿って建設されているため、追加措置は必要ない。

### (4). 工業省 (Ministry of Industry)

#### ①. 国営工業を長期リース契約し、当社染色事業を行う場合の投資手続き

長期リース契約内容の交渉を工業省と行った後、内容について大臣から許可を得て、工業省が「(1) Attorney General Office」「(2) Economic Committee」「大統領府」の検査承認後、最終的に大臣がサインを行う。(図 3 2 および 3 を参照) 調査結果から、当社染色事業を行う場合の具体的な投資手続きは以下となる。

【図3 『ツヤトモ社』染色事業を行う場合の具体的な投資手続き】



(出所：JICA 調査団作成)

(※1) 事前説明資料に必要な項目

■ 投資家の基礎情報

氏名、組織名、国籍、住所（本籍地と事業を行う住所）、資本金や売上高、従業員数、事業内容

■ 投資形態

事業内容、事業形態（独資、合弁）、概算投資額、事業の法人格、事業の存続期間、操業技術、簡単な事業計画、事業へのコメント（事業の必要性和国家にとっての有用性等の説明）

(※2) 国営工場長期リース契約書項目

■ LEASE OF LAND AND BUILDING

■ DURATION OF LAND AND BUILDING LEASE AGREEMENT

■ RENT

■ PAYMENT TERMS

■ LAND USED PREMIUM

■ RIGH AND OBLIGATIONS OF THE LESSEE

■ RIGHT AND OBLIGATIONS OF THE LESSOR

■ RENEWAL OF LEASE AGREEMENT

■ EXTENSION OF LEASE

■ EFFECTIVE DATE OF THE LEASE

■ CONDITIONS PRECEDENT

■ WARRANTY AND REPRESENTATION

■ GOVERNING LAW AND JURISDICTION

■ LAW OF PERFORMANCE

■ MODIFICATION OF AGREEMENT

■ INTEGRATION PART OF AGREEMENT

■ ARBITRATION

■ TERMINATION

■ FORCE MAJEURE

■ RETRANSFER OF LEASED LAND AND BUILDINGS

■ NOTICE

■ LANGUAGE

(※3) 機械設備申請に必要な項目

■ Brand name

■ Capacity

■ Model Year



■ Country of Origin

■ The energy /fuel

■ 台数、価格

(※4)MIC 申請書項目

■ 投資家自身に関わる資料（登記簿謄本等）について

- ・投資家または申請者の名称
- ・国籍
- ・住所
- ・事業所在地
- ・事業内容

■ 事業に関わる資料（事業計画等）について

- ・投資事業に関連する資料
- ・投資期間、立ち上げに必要な期間
- ・投資場所
- ・製造、販売する場合、使用する技術と方式
- ・使用する予定のエネルギーの種類と規模
- ・立ち上げ期間内に事業のために必要な主な機械、機材、原料とそれらの数量と価格
- ・必要となる土地とその広さ
- ・事業の年間生産量と価格、または行なう予定のサービスの規模と価格
- ・事業を行なうために必要な年間外貨経費と売上高の見込み
- ・国内外において販売する見込みの製品の年間、価格と期間
- ・事業採算性の目論見
- ・現行法規にある遵守すべき事項に従い、作成された自然環境保護および生活環境保護のための対策
- ・組織図（組織を統括する者の名前、国籍、住所、役職）
- ・投資する組織の合計資本額（国内と国外から投資する資本金の割合、それぞれの種類、投資時期）

### 3). 既存のインフラ（電気、ガス、道路、水道、電力等）や関連設備等の整備状況

『ミ国』内で給排水・浄水・汚水処理の設備を有し、政府から優先的に電力供給を受けている工場は、既に民営化したB国営工場と国営のA国営工場のみである。A国営工場のインフラ設備は以下となる。

### 4). 社会・文化的側面（対象事業の文化的受容性や社会的影響等）

現在の『ミ国』繊維産業の主力は、人件費の安さを強みとした低付加価値な川下工程（縫製産業）となっている。しかしそれも、2015年6月30日に施行された最低賃金法で、最低日額賃金3,600チャットと発表されたことにより、強みである人件費の安さが薄れ、縫製工場の中には工場の閉鎖の検討している者や、外国からの注文数の減少を危惧している者もある。

『ミ国』政府の政策目標の基本は、まずは雇用の拡大であるため、これら縫製業界からの意見について、工業省は非常に強い懸念を抱いている。

このような背景もあり、ウ・トゥウィン・ミン・アウン氏（Permanent Secretary of Ministry of Industry）を始めとした多くの『ミ国』高官から「繊維産業の高付加価値化に向けた一貫生産・産業集積・産業人材の育成」が課題であるとの発言があった。また、民間の縫製工場からも低付加価値なCMP事業から、より高付加価値なFOBや自社ブランドへの転換が必要性と認識されて、そのためにも『ミ国』内で『ツヤトモ社』が国際基準の生地を国際基準の染色技術で加工することにより、『ミ国』内でも国際基準の原材料を調達できるようになるため、『ツヤトモ社』染色事業への期待は非常に高かった。

また、官公庁の場合、保健省への調査を例に挙げると、これまで全国の官公庁舎で使われるインテリア製品は、『ミ国』内で生産する事ができないために、国内の輸入業者から輸入品を使っていたが、『ミ国』内で国際的な製品が購入可能になれば、外貨流出を減らすことができるため、当社染色事業への期待は高い。

更に、A国営工場近郊のある地域には20年ほど前から無料の日本語学校が営まれており数十人の日本語人材がいる。しかし、これまで当区域周辺で日本企業の進出はないため、それらの人材は遠方のヤンゴンへ就職先を求め転居をするか、当区域周辺で日本語を使わない仕事に従事することを余儀なくされてきた。当社染色事業を行う事により、それらの人材が日本語を使いながら地元で就職することができるため、彼ら彼女らからの期待も非常に高い。

イの同業者に対しては、日本国内のコンテナ業者に確認した日本と各国の輸送費

#### 4.本事業を通じ期待される開発効果

##### 1). 本事業により裨益する対象者層の概要

###### (1). 『ミ国』政府(工業省)

『ミ国』政府(工業省)は2011年から自らが所管する国営工場144工場全てを2015年までに民営化政策を掲げ順次それを開始したが、現時点で未だ56工場が国営工場として残っている。民営化されない大きな理由としては、工業省が希望する一括民営化・長期リースが大規模であるために、それを受け入れる事のできる民間企業の不在が挙げられる。

また、各国営工場には2,000名規模の公務員が従事しているが、国営工場が原材料調達のために予算要求を行っても、工業省がそれに充てる予算を持たないため、ことごとく要求は却下され、従業員をはじめ国営工場は全く有効に活用されていないという状況が、長期にわたって続いている。

更に、『ミ国』政府が主要政策として掲げる「雇用創出」に関していえば、2011年の経済開放後に外国企業からの投資が再開され、それまでの状況と比較すれば、多少改善はされつつある。しかし未だ多くの国民が現金収入のない状況にある。その様な中で、『ミ国』政府は雇用創出を主要な政策目標に掲げ、特に雇用創出の大きな労働集約産業の誘致に力を注いできた。

一方で、「国民の所得向上」という政策も主要政策の一つとして位置づけられ、それに沿った形で2015年6月30日に最低賃金法が施行されたことにより、安価な労働力を強みとした縫製産業をはじめとした労集約産業は大きな打撃を受け、経営の岐路に立たされている。

以上の事から、『ミ国』政府が主要政策として掲げる「雇用創出」「国民の所得向上」を達成するには、これまでの安価な労働力を強みとした労働集約産業だけでは政策達成できず、『ミ国』政府内でも産業の高付加価値化とそれらを担う産業人材の育成は急務であるという認識となっている。

###### (2). 『ミ国』繊維産業

『ミ国』では、2015年6月30日に最低賃金法が施行され、日給が最低3,600チャットを決められた。しかしこの法律の施行により、これまで低い人件費を強みとし、CMP制度(原材料輸入の免税および完成品輸出の免税)を活用して海外からの委託生産加工業を営んできたおよそ350社の縫製事業者が事業存続の危機に直面している。その様な外部環境の変化の中で、一部の縫製事業者は、より付加価値の高いFOB製品や自社ブランド製品生産への転換準備を早くから始め、実際に海外へデザイン技術の習得等を始めており、2017年から自社ブランドの立上に向けて取り組んでいる。しかし現在の『ミ国』内では原材料を調達する事ができないため、調達に掛かる労力・時間・コストが大きく、それら高付加価値化への大きな障害となっている。

## 2). 本事業を通じ期待される開発効果

『ツヤトモ社』がA国営工場の一部および染色部門の工場従業員（公務員）を活用し染色事業を行うことにより、『ミ国』政府(工業省)としては、これまで休眠状態にあった国営工場および従業員を有効活用して、国の発展に資すると共に、『ツヤトモ社』がA国営工場の従業員のうち『ツヤトモ社』へ移管される工場従業員に対し国際基準の染色技術教育を行うことにより産業人材の育成を図ることができる。

更に、『ミ』国内の縫製事業者の中には、最低賃金法の施行による外部環境の変化へいち早く対応し、付加価値の高いFOB製品や自社ブランド製品生産への転換準備を始めようと試みている企業もあり、これら企業が例えば『ツヤトモ社』のエンボス加工技術を活用することにより、自社でデザインした様々な生地を『ミ国』内で調達する事が可能となり、それを自社の縫製工場で完成品にすれば、これは『ミ』国内で「デザインから縫製までの一貫生産」であり、言い換えれば『ミ国』内の繊維産業の高付加価値化である。これは『ミ』国全体の所得向上に貢献することに繋がると共に、最低賃金法の施行により安価な人件費のみを目的とした投資の減少する可能性があるが、このように『ミ国』内で一貫生産を行うことは、『ミ』国縫製事業者のみならず、新たに高付加価値な繊維産業の外国投資を促進することにつながり、『ミ』国全体の雇用拡大を継続的に推進することが可能となる。

## 5.現地 ODA 事業との連携可能性

### 1). 連携事業の必要性

これまで述べてきたとおり、最低賃金法の施行により縫製事業者のこれからの経営戦略においては、現在のCMP事業から脱却し、より高付加価値なFOB製品生産や自社ブランド生産へ移行する必要があると考えられる。

また、日系総合商社D社への調査報告の中で、その協力縫製会社が自動車用カーシートのテスト縫製を始めていることが分かった。現在、カーシートそのものは全て『ミ国』外から調達しているが、『ミ国』内でそれを調達することができるようになれば、自動車部品の一部を『ミ国』内で生産できるという、繊維産業全体の高付加価値化に多大な影響が期待できる。

一方で、それらを実現するために必要な産業人材育成機関に関しては、『ミ国』内には、工業省配下の職業訓練校は存在するが、繊維関連の教育は一切行っていない。また、協同組合省配下で工業省が実質的に運営している、小規模な織の職業訓練所（ザウンダー等）はあるが、あくまでも家庭内手工業等の個人もしくは零細事業者向けに『ミ国』の伝統繊維製品を小規模に生産するための教育機関である。このように、FOB製品生産や自社ブランド生産へ移行するための、例えばデザイン学校や衣料・インテリア向け大規模生産用の染色技術を教育する職業訓練学校、自動車用カーシート用の染色技術を教育する大規模繊維産業用の職業訓練学校は『ミ国』

内に存在しない。

このような中において、日本国内で自動車用カーシート・衣料・インテリアの染色加工に実績のある『ツヤトモ社』が、A 国営工場従業員を教育しながら、『ミ国』内で国際基準の染色加工を行い、『ミ国』内繊維業界の新たな動きの実現に向け大きな一助になることは間違いないと考えられる。

しかし、『ミ国』繊維産業全体の高付加価値化を推進するにあたっては、A 国営工場の一部で『ツヤトモ社』が営む染色事業はあまりにも小さすぎる。

更に日本の中小企業は今後縮小していく日本のマーケットを見据えた場合、海外展開を行い、拡大するマーケットを獲得できる体制を整えることは急務である。日本では特に織物、染色、撚糸、縫製業は中小零細企業が多く、『ミ国』でその企業が独自で新たな事業場所を選定し、人材育成を行っていくことは、資金面や人材面を含めて非常に難しいため、ODA 事業との連携が必要である。

## 2). 連携事業の内容と期待される効果

前述の日緬両国のそれぞれの課題を解決するため、『ツヤトモ社』が日本国内で事業を営む尾張一宮市の繊維業界の技術やノウハウ、日本国政府の ODA 資金、A 国営工場の土地・建物・設備を活用した、「(仮称)日本ミャンマー 繊維産業人材開発センタープロジェクト」(図 4)を提案したい。

【図 4 (仮称)日本ミャンマー 繊維産業人材開発センタープロジェクト概要】



(出所：JICA 調査団作成)

当プロジェクトの内容に関しては、当調査期間内にウ・キン・マウンティン氏 (Managing Director, No.3 Industry, Ministry of Industry) を始めとする No.3 Industry の各職員と議論を重ね提案している。また No.3 Industry は現在、当プロジェクトの実現に向け、No.3 Industry から『ツヤトモ社』向けにサポートレターを提出できるよう、ウ・アウン・ミン(工業大臣)へ申請中である。

当プロジェクトで実施する研修の対象者と内容(図5)は以下とする。

- [対象者] ・管理職：No.3 Industry, Ministry of Industry の工場管理部門、A 国営工場の管理責任者  
 ・技術、技能職：A 国営工場の繊維技術職員

【図5 研修内容】

NO.	分野	項目	内容	対象		受入先	
				管理職	技術・技能職	本邦	『ミ』国
1-1	原料	繊維、素材	種類、特徴、製法、織度	●	●	原料工場	A国営工場
1-2	↑	紡績	設備、製法、保全	●	●	紡績工場	↑
1-3	↑	染色	設備、製法、保全	●	●	染色工場	↑
2-1	織物	織機	設備、特徴、保全	●	●	織物工場	↑
2-2	↑	織物、織機	織物設計、織機織	●	●	織物工場	↑
3-1	織物	織機	設備、特徴、製法、保全	●	●	織物工場	↑
3-2	↑	織物、織機	織物設計	●	●	織物工場	↑
4-1	糸染 (先染)	染色理論	繊維素材、染色理論、染料と染色時間の種類と用途、化学薬剤と取扱い、安全教育	●	●	糸染工場	↑
4-2	↑	レザイブ・メーカー	色彩管理、ラボ・ピーカー作業、色合せ	●	●	糸染工場	↑
4-3	↑	染色・秤量	染色機、乾燥機操作、秤量作業、染色カーブ記録、設備知識と保全	●	●	糸染工場	↑
5-1	反染・布染 (後染)	染色理論	繊維素材、染色理論、染料と染色時間の種類と用途、化学薬剤と取扱い、安全教育	●	●	反染工場	↑
5-2	↑	レザイブ・メーカー	色彩管理、ラボ・ピーカー作業、色合せ	●	●	反染工場	↑
5-3	↑	染色・秤量・色合せ作業	染色機、乾燥機操作、秤量作業、染色記録、設備知識と保全	●	●	反染工場	↑
6-1	仕上加工	表面加工	起毛、羽毛設備知識、加工作業、安全、設備保全	●	●	仕上加工工場	↑
6-2	↑	樹脂加工	樹脂種類と用途、樹脂配合、塗液作業	●	●	仕上加工工場	↑
6-3	↑	乾燥工程	設備構造、乾燥機操作設備保全	●	●	仕上加工工場	↑
7-1	検査	検反、工程	外観検査、欠点の種類、検反機操作、説明、全厚度知識	●	●	仕上加工工場	↑
7-2	↑	色相判定	色相判定ラボ・ピーカー作業、色合せ	●	●	反染工場	↑
7-3	↑	性能試験	染色堅牢度、物理性能試験	●	●	反染工場	↑
8-1	工場管理	エネルギー・ユーティリティ	電気、重油、蒸気、用水、排水費用、ボイラー施設管理	●	-	染色・仕上加工工場	↑
8-2	↑	設備管理	稼働率、直行率、劣勢管理、基準シフト	●	-	↑	↑
8-3	↑	品質管理	繊維製品の不良欠点の種類、QC工程表、発生時の再発防止対策	●	-	↑	↑
8-4	↑	工程管理	QC工程表、工程条件、管理項目、量格値	●	-	↑	↑
8-5	↑	環境管理	大気、排水、廃棄物規制	●	-	↑	↑

(出所：JICA 調査団作成)

当プロジェクトを実施する場所については、No.3 Industry からのアドバイスもあり、豊富な土地・建物・給排水・汚水処理・電力設備を完備している A 国営工場とした。比較対象として、同じく No.3 Industry が所管しているヤンゴン市インセインにある「繊維試験場(右写真)」の調査を行った。当試験場は『ミ』国唯一の繊維試験保証機関として存在しているが、敷地が狭く排水設備も完備していない。



『ミ国』繊維産業の高付加価値化に必要な繊維産業人材の育成が可能となる。また、海外展開を本気で考えている日本の中小零細の織物、染色、撚糸、縫製事業者は、前述の設備を整備し、格安なリース価格の国営工場と当プロジェクトで育成された優秀な繊維産業人材を有効に活用し、海外展開を行うことが可能となる。更に『ミ国』政府としては、国営工場とその従業員の有効活用、新たに日本企業が進出する事による「雇用創出」「国民の所得向上」と「産業人材の育成」を同時に実現する事が可能となる。

以上